

事 務 連 絡
平成 2 2 年 4 月 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

タイ産コブミカンの葉及びその加工品（簡易な加工に限る。）
の検査命令の実施について

標記については、平成22年3月15日付け食安輸発0315第1号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、プロフェノホスに係る自主検査を実施することと
していたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、タイ産コブミカンの葉
及びその加工品（簡易な加工に限る。）については、プロフェノホスに係る検査命
令を実施するようお願いいたします。

（参考）平成22年4月2日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 食品環境検査協会

財団法人 新日本検定協会

財団法人 日本冷凍食品検査協会